（Ｂ構造畜舎等の場合）

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞在人数	人	人	人	人
滞在時間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合計				時間

□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
□1,000㎡以下	４人	８時間
□1,000㎡超2,000㎡以下	８人	16時間
□2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
□3,000㎡超	16人	32時間

（２）避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

□２以上の避難口を特定している。

（３）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□様式第１号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

（Ｂ構造畜舎等の場合）

□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

（４）第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

７．分割に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

（１）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類：

②頭数：

（２）飼養形態（飼養施設の場合）：

（３）家畜排せつ物の処理方法：

８．分割により認定畜舎等を承継する法人の役員の法令遵守状況

□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（注意）

□がある場合は、該当する□に✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。